

## 第2回千葉海区漁業調整委員会 議事録

- 1 日 時 令和3年5月19日（水） 午前10時から
- 2 場 所 水産会館 6階 会議室
- 3 出席者
- 委 員 石井 春人、鈴木 直一、清水 正夫、黒沼 吉弘、本田 直久  
滝口 宜彦、江野澤 均、佐久間 國治、平島 孝一郎、佐藤 光男  
松本 めい子、鈴木 正男、小栗山喜一郎、坂本 雅信、和田 一夫
- 専 門 委 員 松下 平、齋藤 御津久、嶋津 圭一
- 農林水産部 舘野部長
- 水 産 局 立岡局長
- 水 産 課 篠原課長  
鈴木漁業調整班長、中川副主査  
中川漁船漁業班長、篠原主査
- 漁業資源課 小嶋課長  
山田資源管理班長、吉野主査、五味副主査
- 漁 港 課 徳留課長
- 水産事務所 銚子：永野所長、原田課長  
館山：小森所長、加藤課長  
勝浦：信太所長
- 水産総合研究センター  
梶山次長
- 事 務 局 石黒副技監、川合副主査

### 4 議事事項

- (1) 合併により個別漁業権を取得した漁業協同組合の適格性について（諮問）
- (2) 中型まき網漁業の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）
- (3) 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和3管理年度における漁獲可能量の追加配分案について（諮問）
- (4) その他

## 5 審議経過

### 【石黒副技監】

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第2回千葉海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、4月27日付けで県に人事異動がございましたので、私から御紹介させていただきます。

館野農林水産部長でございます。続いて、徳留漁港課長でございます。以上でございます。

それでは、石井会長から挨拶を申し上げます。

### 【石井会長】

皆様には、第2回千葉海区漁業調整委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、知事が交代した関係で県に人事異動があったため、本日の委員会には、大変お忙しい中、農林水産部長の館野様、水産局長の立岡様、漁港課長さんに御出席いただいております。ありがとうございます。

まず、元委員の訃報を御報告いたします。20期から21期まで8年8か月間にわたり専門委員を務められた渡邊幸治氏が、去る5月9日、享年76歳で逝去されました。委員会を代表して、12日に執り行われた通夜に私と副技監が参列してまいりました。慎んで御冥福をお祈りいたします。

さて、浜の状況ですが、クロマグロの昨年度の水揚げは、期間中の追加配分もあって、小型魚が当初配分の1.5倍の78.1トン、大型魚は当初配分の3倍の70.5トンと良好でした。クロマグロは、平成27年から漁獲管理されておりますが、資源がさらに回復し、漁獲枠の増枠が果たされるよう期待されるところでございます。

本日の議案は「個別漁業権を取得した漁業協同組合の適格性」と「中型まき網漁業の制限措置など」、そして「くろまぐろの漁獲可能量の追加配分案」についてです。いずれも重要案件ですので、委員の皆様方の慎重審議をお願いいたしまして御挨拶いたします。本日は、どうぞよろしく申し上げます。

### 【石黒副技監】

ありがとうございました。

続きまして、県を代表して館野農林水産部長から御挨拶を頂戴したいと思います。

**【館野部長】**

館野でございます。委員会の開催にあたりまして、一言御挨拶させていただきます。

委員の皆様には日頃から、本県海面における漁業調整に御尽力をいただいているところでございます。誠にありがとうございます。

本県沿岸では、地域ごとに多様な漁業が営まれておりまして、水揚げされる新鮮で豊富な水産物は、首都圏等に安定的に供給されるとともに、水産加工業、製氷・冷凍業、観光業など広い裾野を形成する地域の関連産業を支えていただいているところでございます。

しかしながら、近年の水産業の状況でございますけれども、水産資源の減少、後継者の減少に加えまして、新型コロナウイルスの感染拡大による価格の低迷などにより、大変厳しい状況が続いております。

県では、先月就任いたしました熊谷知事の下、新たな千葉県農林水産業振興計画を今年末に策定いたしまして、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた就業構造の確立等を目指してまいりたいと考えております。

皆様におかれましては、引き続き、本県水産業の発展に御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

**【石黒副技監】**

ありがとうございました。ここで、農林水産部長と水産局長、漁港課長におかれましては、所用により退席されますので、御了承願います。

(農林水産部長、水産局長、漁港課長退席)

(座席配置換え)

**【石黒副技監】**

お待たせいたしました。それでは再開いたします。

ここで、本日の委員の出席状況を御報告申し上げます。本日の会議には委員全員の

御出席をいただいております。本日の会議は成立していることを御報告申し上げます。

次に、議長でございますが、委員会会議規程第3条の規定により、石井会長にお願いいたします。

**【石井会長】**

それでは、議事を進行します。

まず、本日の議事録署名人ですが、委員会会議規程第11条の規定により、私から指名します。清水会長代理と江野澤委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。第1号議案「合併により個別漁業権を取得した漁業協同組合の適格性について（諮問）」を上程いたします。

事務局からの朗読を願います。

**【川合副主査】**

（朗読）

**【石井会長】**

続いて、水産課から説明をお願いいたします。

**【鈴木班長】**

説明概要：合併により旧木更津漁協の区画漁業権を取得した新木更津市漁協が漁業の免許についての適格性を有する者であるか諮問するもの。

**【石井会長】**

朗読と説明が終わりましたので、質疑に入ります。御意見・御質問ございましたら、お願いいたします。本田委員、どうぞ。

**【本田委員】**

質問ですけれども、誓約書の項目が1から4までありますが、そのうちの2以降は、個別漁業権を今回受けているのは漁業協同組合ですから、漁業協同組合の定款上、こ

れは該当しないことになると思いますが、そのような理解でいいのですか。

**【鈴木班長】**

おっしゃるとおりでございます。

**【石井会長】**

よろしいですか。

**【本田委員】**

はい。

**【石井会長】**

ほかに御意見・御質問等ございましたら。それでは、特に御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第1号議案「合併により個別漁業権を取得した漁業協同組合の適格性について（諮問）」の原案に賛成の委員は挙手を願います。

（賛成者挙手）

**【石井会長】**

挙手全員により、第1号議案は原案どおり可決・決定します。

次に、第2号議案「中型まき網漁業の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」を上程いたします。

事務局から朗読を願います。

**【川合副主査】**

（朗読）

**【石井会長】**

続いて、水産課から説明をお願いいたします。

**【中川班長】**

説明概要：当該漁業の許可の有効期間が7月31日に満了することから、制限措置について従来どおりの内容とするほか、許可又は起業の認可の申請期間と許可の有効期間を諮問するもの。

**【石井会長】**

ただいま朗読と説明が終わりましたので、質疑に入ります。御意見・御質問ございましたら、お願いいたします。

**【松本委員】**

許可や申請期間は、このままお願いしたいと思います。ただ、今、15ページの操業区域3のところ、許可の継承について問題が起こっております。それと、14ページの第11の(10)に漁業協同組合の組合員にあっては、所属漁業協同組合代表理事組合長の副申書が必要と書いてありますが、本人たちが申請すれば、副申書は最終的には要らないといったことも聞いて、心配しているのですけれども、その点はどうなのでしょう。

**【中川班長】**

現在、操業区域3の承継については、当事者等々での話合いが行われているということは承知してございます。許可の承継につきましては、漁業法が改正され、許可の取扱いは国の方法に従う形となっており、承継の当事者の合意があり、法律の要件を満たす申請があれば、拒否はできないという形になります。

ただし、先ほど松本委員からもございました許可方針の第11の(10)漁業協同組合の組合員にあっては、所属漁業協同組合代表理事組合長の副申書という書類を、申請の際に頂くことを前提としております。県といたしましては、各種漁業とのトラブル防止や操業のルールなど、円滑な操業の確保に向けた業界での調整が必要だという認識でおります。

**【松本委員】**

分かりました。ありがとうございます。

**【石井会長】**

よろしいですか。ほかに何か御質問等ございましたら。

**【黒沼委員】**

2つほどお伺いしたいのですけれども、1点目、許可の有効期限について、一つお伺いします。先ほどの御説明の中で、許可方針が5年以内と言われていたと思うのですが、たしか前回までは3年だったような気がするのです。これはなぜ5年にしたのかということをお聞きしたい。

それからもう一つは、内湾と外房では、対象とする魚種も多少違ってくると思いますが、資源の状況に対して、今ある漁船数が適正なのか、どのようにお考えなのかお聞かせください。これまでは定数というのがあって、その中で管理されてきたと思いますが、先ほど説明あったように今、55隻と上限はあるけれど、どのようにお考えなのか改めてお聞きしたいと思います。

**【中川班長】**

まず1点目の今回の諮問させていただいた有効期間が5年ということにつきましては、漁業法改正前の調整規則において、3年以内ということで定めておりました。漁業法改正後、有効期間が5年という定めがある国と同様に、県の調整規則も5年以内という改正を行いましたので、今回につきましては、5年以内という形で有効期間を諮問させていただきました。

2点目の資源状況に対して、どのように考えるかということに対してですけれども、現行の隻数55隻に対して許可の聞き取りなどを行った際に、網の大きさなどの状況も以前と大きな変化はないということで、漁獲に対しての圧が変わっていないだろうということと、操業隻数は、平成12年に24か統あったものが、現在14か統ということで、4割の減少となっております。そういう隻数の減少、または漁具の大きさが変わらないということから、現在、資源に対しては、大きな圧がかかっているとは考えておりません。

**【黒沼委員】**

ありがとうございます。先ほどのお話の中で、大中型への移行された方の中からは、資源の状況に応じて中型へ戻りたいという希望もあるというお話がありましたが、それは別に資源が減少しているということではないのでしょうか。大中型のほうの関係で、そのように考えているということなののでしょうか。

**【中川班長】**

大中型まき網漁業の方では、対象とする広域な魚種については、大きな資源変動というものも今後あるかもしれないという中で、経営規模を考えた中で中型まき網漁業の経営方法についても残しておきたいという御希望がございました。

**【黒沼委員】**

ありがとうございます。

**【石井会長】**

ほかに何か御意見・御質問等ございませんか。それでは、特に御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第2号議案「中型まき網漁業の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」の原案に賛成の委員は挙手を願います。

（賛成者挙手）

**【石井会長】**

挙手全員により、第2号議案は原案どおり可決・決定します。

なお、第2号議案の内容は公示されますが、公示にあたり、県の法規担当課との調整により、字句等に軽微な修正が必要になった場合には、私に御一任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**【石井会長】**

ありがとうございます。異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に、第3号議案「特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和3管理年度における漁獲可能量の追加配分案について（諮問）」を上程いたします。

事務局から朗読をお願いします。

**【川合副主査】**

（朗読）

**【石井会長】**

続いて、漁業資源課から説明をお願いします。

**【山田班長】**

説明概要：漁獲可能量によって管理している、クロマグロの小型魚と大型魚について、令和3管理年度の漁獲可能量の追加配分（小型魚16.0トン、大型魚29.4トン）の配分案を諮問するもの。

**【石井会長】**

朗読と説明が終わりましたので、質疑に入ります。御意見・御質問等ございましたら、お願いいたします。何かございませんか。

**【嶋津委員】**

第6管理期間では、他県からの融通枠等で、いろいろと県の職員の人たちに動いてもらって、数字が下りてきたので、それに関しましてありがとうございました。

それから第7管理期間についてですが、県の当初配分量が、第1期から小型魚は51.5トン、大型魚は22.7トンとずっと変わらないですね。国のほうは、これを見直すことはないのでしょうか。

**【山田班長】**

基本的に当初の配分量は、過去の実績に基づいて算定していくものなので、実績に基づくと、変わらない数字になってしまうというのが現状です。

**【嶋津委員】**

といいますのも、大型魚に関しまして、こうやって追加配分されることは誠にありがたいですけれども、4月1日から追加配分される5月の半ばぐらいまで第1期の大型魚の配分量は9トンしかないですよ。銚子地区と夷隅・安房地区のはえ縄漁船で割り振ると、1隻当たりの数字が少なく、数字がもう少しあれば、大中まきが始まる4月の半ば前までは、勝負できると思います。当初配分量がネックになっています。見えた数字が増えてくれると、こちらも安心できますが、こういうやり方だと先々不安で、勝負するのは先になってしまうような形になっています。

**【石井会長】**

資源課のほう、よろしくお願いします。

**【山田班長】**

確かに漁獲の時期とかに応じて、数量を何とかしたいというお気持ちも承知しております。クロマグロの管理も、かなり熟度が上がってきたとも考えておりますので、これは今後の検討にはなろうかと思っておりますけれども、例えば4つの管理期間をトータルして、その数量を取り扱うというようなことも、現場の調整が進んでくれば、可能性としてはあると思いますので、そういった手法の検討も進めながら、できるだけ消化率の向上と、漁期に合わせた漁ができるように検討してまいりたいと考えます。

**【嶋津委員】**

よろしくお願いします。それとあと、自分たち漁船漁業等がこういうことを言っているのか分かりませんが、その年、その年によって、マグロの来遊する仕方というのが、実際に操業してみないと分からないような状況です。また、定置網漁業のほうで、3月の終わりとか、もう漁が見込めないようなときだったら、余っている数字を漁船漁業のほうで使わせていただくようなことは、不可能ですか。

**【山田班長】**

制度としては可能です。それは手順を踏んでということにはなりますけれども、できないことではないです。

**【嶋津委員】**

風等で、漁場が使える、使えないというのもあるので、漁期が進んでみないと消化率も、大きく変わってくると思いますが、もし消化が進んで、県のほうで、漁船漁業のほうの数字がなくなりそうな感じであれば、定置さんのほうで数字がもし余ってれば、少しでも融通していただくようなことを御検討ください。

**【石井会長】**

よろしいですか。資源課のほう、どうぞ。

**【山田班長】**

漁業者間での調整も必要な事項になりますので、今後の検討材料として賜っておきたいと思います。

**【石井会長】**

これは逆もありということで、その辺は念押ししておいてください。定置の量が少なく、それこそ漁船漁業から回してもらおうという、逆もありますでしょう。そのようをお願いいたします。

**【小嶋課長】**

漁業資源課でございます。自分も嶋津委員の御懸念を受け止めております。やはり厳しい管理なので、漁業者の皆さんは本当に大変だということを分かっていますが、国際管理の中で行っていることは御承知ください。そして、県としても、今まで融通がきかなかつたところを、制度的になるべく速やかにできるように、担当や我々も含めて努力して、国と調整して進めてきています。

とにかく使い勝手のいいように行っていこうとは思いますが、他者の枠をも

らってくるというのは、他者の都合もありますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

また、全漁調連でも要望などを上げていると思いますが、県として毎年、国に対して重点要望を上げる中で、漁業種類ごとの特性、魚群の来遊状況等を見ながら、配分を考えてほしいとか、あと国際的に資源はまだ低位で上向きということのようですが、上向いてきているのであれば、その辺も国際会議で意見を述べてきてほしいとか、県としても国に対して要望を上げているところです。

ただ、正直、その結果がうまく跳ね返ってこないというところは、我々としてもジレンマを感じているところですので、それで御理解いただきたいとは、言い難いところはありますが、よろしく願いいたします。

#### **【嶋津委員】**

県職員の人たちも、一生懸命動いてくださっているというお話等は聞いていまして、自分もちゃんと見ております。少し歯がゆい面もありますが、見直し等は、国のほうで動いてくれれば、こちらも使い勝手がいいような感じになると思うので、引き続きよろしく願いいたします。

#### **【石井会長】**

よろしいですか。ほかに何か御質問等、どうぞ。

#### **【黒沼委員】**

今、御発言のあった使い勝手のよいシステムということでお伺いしますが、今、どの程度まで突っ込んだ形で、水産課のほうでは考えられているのか、あるいは議論があるのか。お伺いできる範囲で構いませんので、教えていただければと思います。

特に気になっているのは、融通をつけるというところで、条件つきにはなると思いますが、何らかの形で、昔からあるITQのようなものを考えられているのかどうかも含めて、お伺いしたいと思っています。

#### **【石井会長】**

資源課、どうぞ。

**【山田班長】**

今のところ、ITQは全く検討に上がっていないということでございます。融通の部分につきましても、こういうやり方があるのではないかとことを担当レベルで話をしているところですけども、それが、先ほどお話しした例えば管理期間を通じて割当量を各地区で使っていくということが、熟度が上がっていけば可能なのではないかとことを、それこそ担当レベルで話をしている程度に、今のところはとどまっております。

**【黒沼委員】**

ありがとうございます。結構です。

**【石井会長】**

いいですか。ほかに御意見・御質問等ございませんか。よろしいですか。

特に御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第3号議案「特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和3管理年度における漁獲可能量の追加配分案について（諮問）」の原案に賛成の委員は挙手を願います。

（賛成者挙手）

**【石井会長】**

挙手全員により、第3号議案は原案どおり可決・決定します。

次に、議題（4）「その他」ですが、皆様、何かありませんか。特になければ、議題を全て終了します。

次に、会議次第5の「その他」ですが、皆様、何かございませんか。よろしいですか。

特になければ、会議次第5の「その他」を終了し、会議次第6の事務局連絡事項に移ります。それでは、事務局からお願いします。

**【川合副主査】**

(連絡事項)

**【石井会長】**

それでは、これもちまして第2回千葉海区漁業調整委員会を閉会します。皆様お疲れさまでした。

午前11時11分 閉会